

公益財団法人福岡県中小企業振興センター「賛助会員支援サービス実施要領」

(目的)

第1条 この要領は、公益財団法人福岡県中小企業振興センター（以下、「センター」という）の賛助会員規約第5条に基づき賛助会員への支援サービス実施について、必要な事項を定めるものとする。

(遵守事項)

第2条 支援サービスを利用しようとする者は、この要領を遵守しなければならない。要領に反した場合は利用できない。

(会員支援サービス)

第3条 センターが会員に対し提供する支援サービスは次のとおりとし、利用料金は別表のとおりとする。

- (1) 情報誌の送付
- (2) フォーラム等各種情報の送付
- (3) ビデオ・DVDの貸出
- (4) 振興センターホームページ上での決算公告
- (5) 情報誌への新製品等チラシ折り込み
- (6) 情報誌の一般広告料（単発広告）の割引

(利用に必要な手続き)

第4条 支援サービスを利用しようとする者は、センター理事長あてに別紙（様式1から4）の申込書により手続きを行う。申込書の提出を必要とするサービスは、次のとおりとする。

- (1) ビデオ・DVDの貸出（様式1）
- (2) 振興センターホームページ上での決算公告（様式2）
- (3) 情報誌への新製品等チラシ折り込み（様式3）
- (4) 情報誌の一般広告料（単発広告）（様式4）

(取り扱い要領・規約)

第5条 支援サービスの利用にあたり、利用者はこの下記要領に基づきサービスを受けるものとする。

- (1) 決算公告の取扱に関する要領（要領1）
- (2) 新製品等チラシ折り込みサービスの取り扱いに関する要領（要領2）

(利用料金)

第6条 第3条（4）から（6）の支援サービスを利用する者は、別に定める利用料金をセンターの請求書に基づき、支払い期日までに支払うものとする。

(その他)

第7条 この要領に定めるもののほか、支援サービスに関して必要な事項は、理事長が別に定める。

附則

この要領は、平成19年4月25日から施行する。

附則

この要領は、平成22年7月1日から施行する。